

である。しかし、家庭医によって行なわれる個別的な予防的手段は、患者の生活環境と労働環境に実施されなければならない。これはその後に行なわれる医療について総合的な制度の一部に当る継続的な部分の計画化を容易にする。

財政的な分野では、医師によって提供された予防的な処置の費用は、ベルギーの疾病保険制度で払い戻されるから、追加的な手段はなんら必要がない。しかし、個別的な性格をもつ特定な予防的手段だけは促進されるべきである。一般的な性格をもつ予防的手段は効果が疑わしいし、危険でさえあるかも知れない。

集団的な性格の予防的手段は全人口か、それとも、より多く見うけられる例のように、特殊な危険をもつ職業グループか社会的グループかに対して呼びかけられる。それは専門医の取扱う事柄であり、その組織は公的な当局によって監督されるべきである。それはベルギーではかなりな程度に発達してきたが、しかし、各種の法律によって多数の各省により実施の権限を与えているように、今まではやや偶然な出来事の流行という形をしている。

集団的な種類の予防的な制度の間には調整と協力が明らかに欠けており、医学的な職業は明らかに不適切である。とくに、たとえば、公的な当局によるそのような制度の組織もしくは財源調達に対して予想された計画もしくは制度が何もない。

集団的な性格の予防的医療制度に投資された人的資源と財政的な資金は、全人口の一般的な健康状態について得られる知識をよりよくさせるべきである。その問題に対する明白な解決策は、全般的に予防的医療制度の組織に枠組みを与える法律を採用することである。この問題に対する法案はすでに上院に提出された。筆者の意図は公的保健の保護に対する全般的な政策の中に動的な法

律の枠組みを与え、その中で、集団的な性格をもつ予防的医療制度が次第に効果的になるようにし、かつコスト・ベネフィットでより多くの効果をあげることである。法案に示された提案は上級保健促進審議会の創設と、現行の予防的サービスを再編成しかつ統合する保健センターの設置を含んでいる。

Orientation Mutualiste, Nos. 4-5, 1973, pp. 247-251; No. 38, '74/75.

連邦老齢保険の個別的公正と社会的妥当性

Martha N. Ozawa

(アメリカ)

本稿には、連邦老齢保険制度における個別的公正と社会的妥当性の概念が検討され、かつ、各種の拠出記録をもつ退職労働者の仮説的な例を用いることによって、これらの概念を測定することが試みられている。

老齢保険は社会保険であり、したがって、2つの目的をもっている。それらの目的は「個別的公正」と「社会的妥当性」である。これらは広い哲学的な概念であるが、それらを定義づけるために容認された方法は、次に示されるとおりである。つまり、個別的公正は退職老齢者の給付を被保険者によって行なわれた拠出で購入された年金として取扱っている。社会的妥当性は老齢者に対して、ある基本的な最低のレベルの保護もしくはある最低生活の水準による所得を提供することを目的としている。一般的な理解は社会保険の形をした老齢保険が社会的妥当性の基本原則に合致させるために、私的保険に対する基本原則、つまり、厳格な保険原則から離れているということであった。恐らく、より少なく拠出を支払った退職労働者の給付は、より多く拠出を支払った人びとの支

出に負うのであろう。

個別的公正の総額は各人の拠出によって財源を調達された年金の総額であると仮定され、また、すべての賃金階層の退職労働者は、購入された年金の総額以上に死亡するまで給付を受給するならば、事実上では、すべての退職労働者は、当人達の収入がどれだけであろうと、かれらが個別的公正原則の要求するものだけでなく、あるなんらかの追加的なものを提供されると考えることができる。65歳の平均寿命を与えられ、すでに退職している全労働者は、かれらが「年金のために支払った」ものをはるかに超える老齢給付の受給を期待することができる。この有利な報酬は一般的な経済成長の成果、給付の寛大化、および老齢年金保険の不十分な成熟の賜物である。購入した年金額を超える給付額は、働いている人口によって補助金を提供されている。この補助金 — つまり給付のうち死亡するまでの給付から購入した年金額を差引いたもの — は、「世代間移転」とみなすことができる。

ここでは、社会的妥当性が特殊な方法で用いられていると認められるべきである。伝統的には、社会的妥当性は何とか満足できる最低水準か、もしくは、収入の記録に比較すれば、高賃金の取得者よりも低賃金の取得者に対して比例的により有利な給付を提供する給付算出方式を意味していた。しかし、社会的妥当性は就労人口が退職労働者に提供する世代間移転の額を意味するとも解釈され得る。焦点を絞られた問題は、老齢保険が各種の拠出記録をもつ退職労働者にどれだけの世代間移転を提供するかということになる。

分析は稼働人口が老齢保険制度に大幅な補助金を支払っているということを確証している。1973年に退職した最高の拠出者に対する生涯の給付のうち、67.7%に当る部分はその被保険者によって支払われたのではなく、稼働人口により支払われている。最高のうち50%を拠出する労働者の比率は74.9%

である。換言すれば、稼働人口は最高の拠出記録をもつ退職労働者に、被保険者の支払ってきた額の2.1倍に当る世代間移転で補助金を支払っている。50%の拠出者に対する比率は2.9である。

発見された主要なものは、最高の拠出記録をもつ高賃金階層の労働者が、相対的な表現ではなくて、絶対的な表現で、最高の2分の1の拠出記録をもつ低賃金労働者よりも、世代間移転により大きな金額を提供している。老齢年金制度が年金を「購入するために支払ってきた」よりも退職給付により多くのものを提供する限度では、超過額（世代間移転）をいかに配分するかという決定は、政策的な決定になっている。退職労働者が収入のより少なかった人びとよりも多くの収入を取得していたので、稼働人口はかれらに多額の補助金を支払うべきであろうか？ 人びとは給付水準と収入記録との間における厳格な関係を放棄することにより、また、2つの年金構成要素と世代間移転に終身給付を概念化することによって、財政的な資金をより動的に配分する途を開くことができる。

Individual Equity versus Social Adequacy in Federal Old-Age Insurance, Social Service Review, No.1, 1974, pp.24-38; No.43, '74/75.

老齢者に対する 稼働活動従事の奨励法

(ソ連)

本稿には、老齢年金受給者が、何故報酬を支払われる雇用を手に入れようとするかを確認し、かつ労働を続ける年金受給者の数をつきとめることを目的と